

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

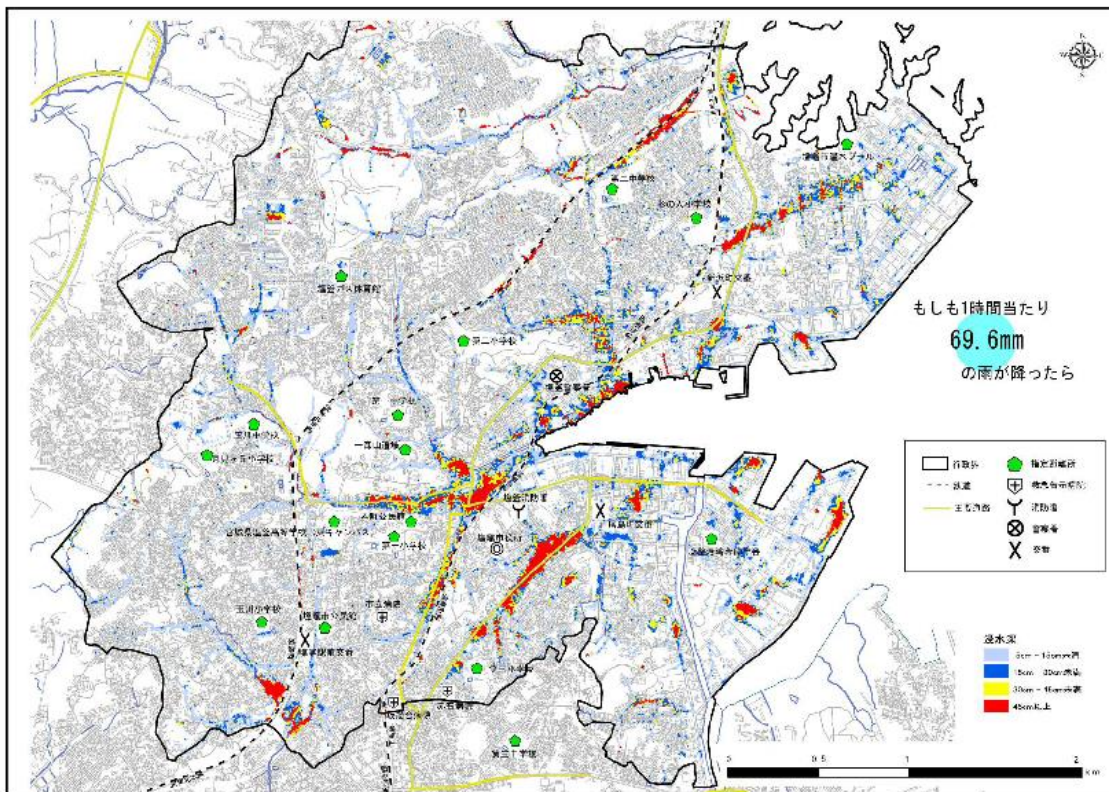
(1) 塩竈地域の災害リスク

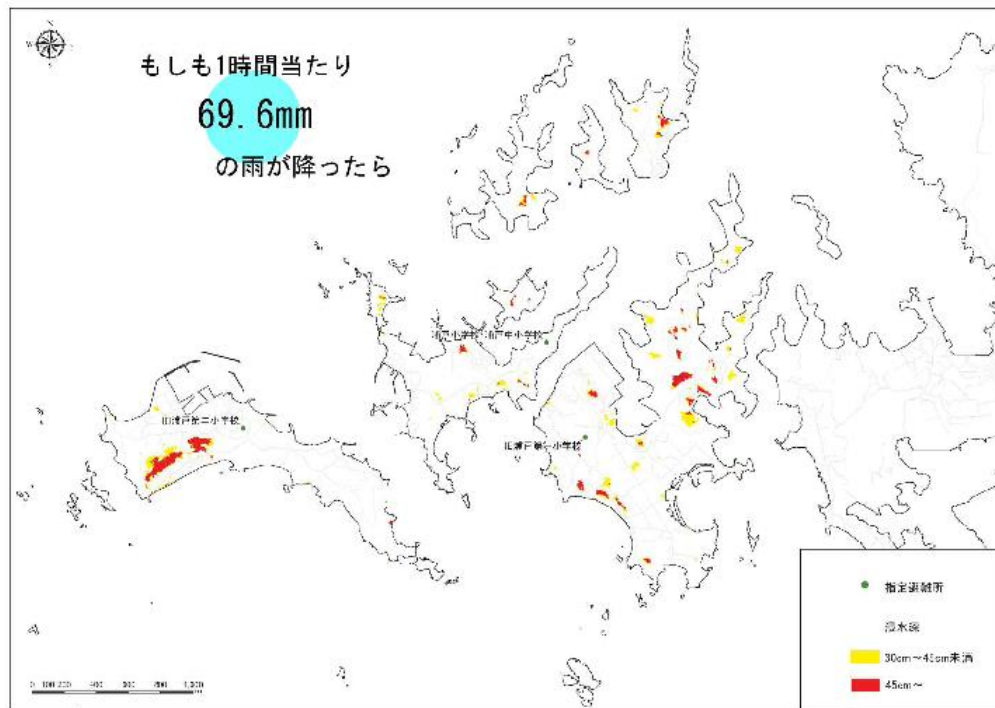
本市は、宮城県の中央、仙台市の北東 16 km に位置し、多賀城市及び利府町・松島町・七ヶ浜町の 3 町に接する。西南北の 3 方面は、住宅文教地帯を形成する丘陵地に囲まれ、海に面する市の中央部は、埋め立てとともに、港湾、商工業地帯として発展してきた。以下、本市の災害リスクについて「浸水」「土砂災害」「地震及び津波」「感染症」について説明する。

① 浸水

本市の中心部は周囲三方を丘陵で囲まれた閉鎖的な地形であり、一方中央の低地は排水性に乏しい地域的環境であることに加えて、丘陵の大部分が宅地化にともなって、保水・遊水機能の低下がみられたことによる浸水災害が発生している。

本市の浸水ハザードマップ（市内および浦戸地区）によると、1 時間当たり 69.6mm の降雨があった場合、市内各所で浸水被害が発生し、中心部となる JR 本塩釜駅前や 45 号線沿いの市街地、工場が多く所在する新浜地区の一部などの低地では、保水機能を超える浸水が予測されている。





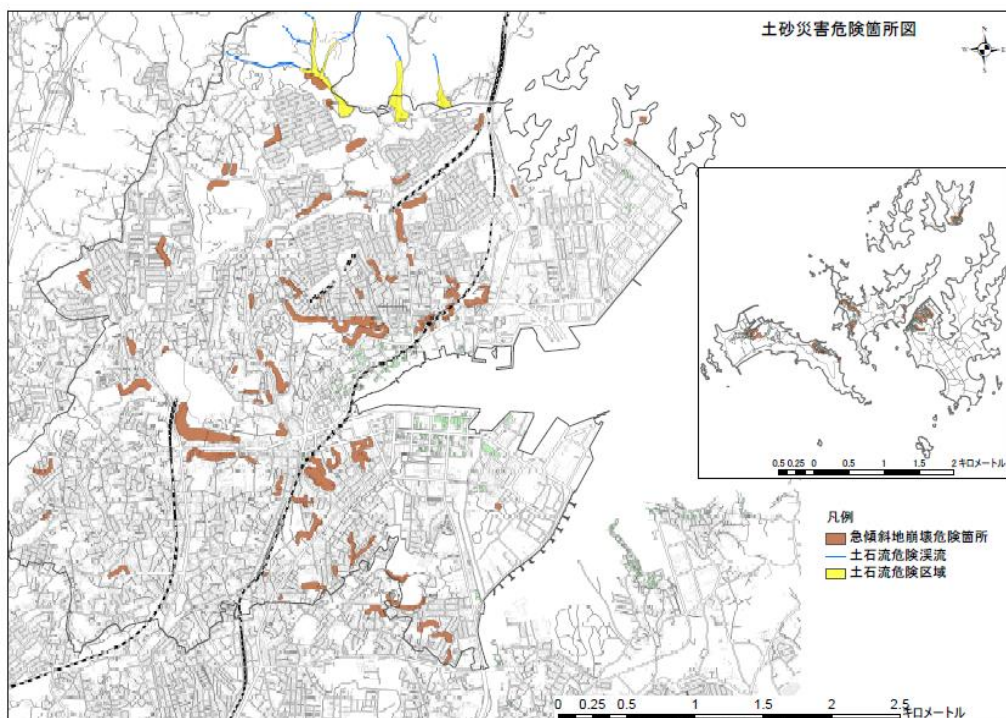
このマップは、国土交通省国土院の「国土防災情報の提供」サービスによって作成されたものです。

●出典元：浸水想定区域図（既往最大降雨 30 年確率）R3 年現在 塩竈市本土と浦戸諸島

## ② 土砂災害

本市の土砂災害危険箇所図によると、急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険渓流および土石流危険区域など、土砂災害の危険性のある箇所が多数存在する。

土石流や急傾斜地の崩壊等、土砂災害警戒区域として、浦戸地区を含め、多数指定されている。



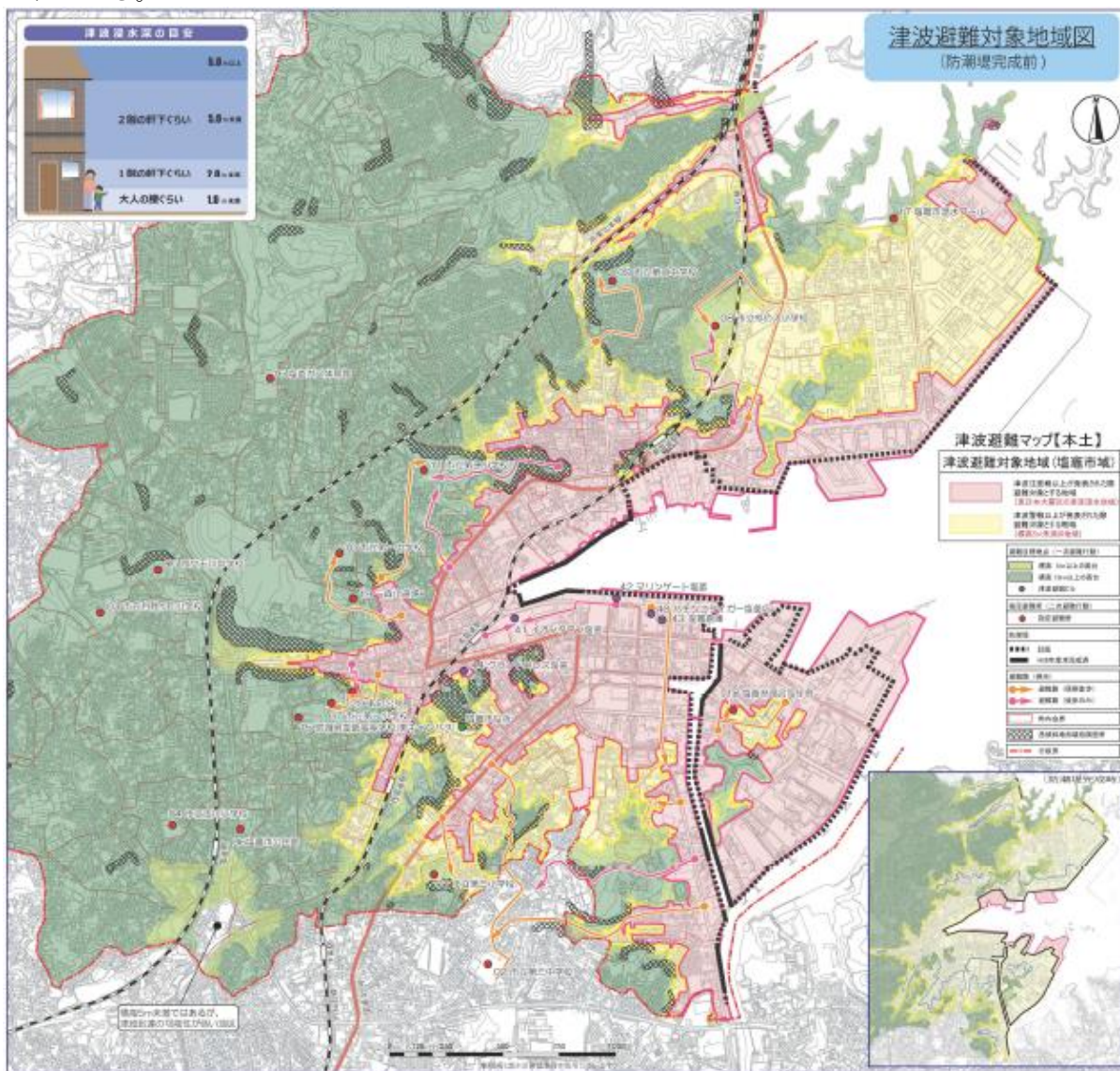
●出典元：塩竈市土砂災害危険箇所図

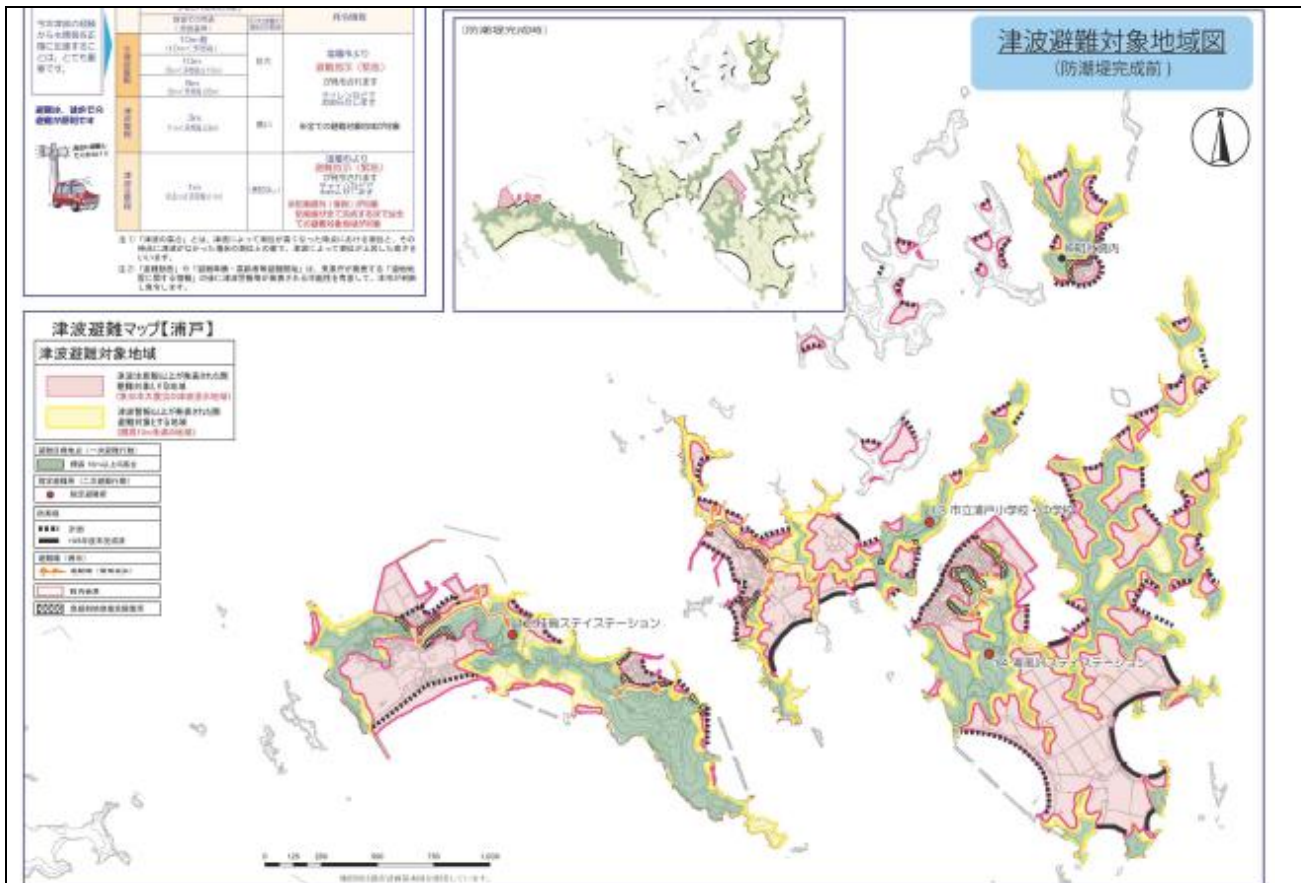


### ③ 地震及び津波

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 27% 以上の確率で発生すると言われてている。

本市では、東日本大震災での教訓を基に、人命だけは必ず守ることのできる津波避難計画を目指し、策定している。計画策定に伴い、津波発生時に迅速に避難が可能となるよう、津波避難マップを作成し、市民に示している。これは、東日本大震災での津波浸水地域や標高 5m 未満の地域を津波避難対象地域と設定し、可視化しているもので、指定避難場所や指定避難ビルへの誘導等、避難行動が示されている。





●出典元：塩竈市津波避難マップ

#### 4. 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

#### (2) 商工業者の状況

＜塩釜商工会議所管轄区域事業者数及び主な業種別割合＞

- ・商工業者等数 2,616者 (平成28年現在)
- ・小規模事業者数 2,165者 (平成28年現在)

【内訳】

業種	平成28年度当所管轄市内事業者数			備考 (事業所の立地状況等)
	事業者数	うち小規模事業者	構成比割合	
卸売・小売業	789者	598者	75.7%	小売業は市内に広く分散している 卸売業は新浜町に集積
宿泊・飲食業	342者	271者	79.2%	飲食業は市内中心部に多い
建設業	251者	241者	96.0%	市内に広く分散している
製造業	231者	183者	79.2%	新浜町を中心に集積
生活関連サービス・娯楽業	222者	180者	81.0%	市内に広く分散している
不動産・物品賃貸業	176者	175者	99.4%	市内に広く分散している
その他業種	605者	517者	85.4%	市内に広く分散している
合計	2,616者	2,165者		

●出典元：経済センサス調査を基に塩釜商工会議所で独自に算出。

### (3) これまでの取組

#### 1. 塩竈市の取組

本市では、東日本大震災を教訓とし、防災施策の大綱として、自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、そして行政等が行う「公助」を基本とし、それぞれの責務・役割そして連携を明確にしなが、誰もが安全で安心な生活がいつまでも送れる地域社会の構築を基本理念としている。

#### ①塩竈市地域防災計画策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、塩竈市防災会議が市域の災害対策全般に関して、塩竈市が処理すべき事務または業務を定める計画である。

計画では、災害による市民の生命、身体および財産への被害を可能な限り軽減することを目的とし、災害を防ぐために平常時から行う予防対策や、災害発生時の応急対策、さらには復旧・復興期において実施すべき対応などを定めている。なお、計画は地震災害、津波災害、風水害等および原子力災害の4編から構成されており、令和5年3月に改訂されている。

#### ②防災ガイドブック等の作成と周知

地震、津波、集中豪雨等の自然災害に対して、災害による被害を最小限に抑えるための知識と準備をわかりやすく紹介し、地域ぐるみの防災対策に向けた冊子を作成し、周知している。

#### ③塩竈市総合防災訓練の実施

年に1回、市内全域（指定避難所を含む）で防災訓練を実施している。訓練では、震度6強の地震発生、津波により、市内全域停電し、沿岸部に甚大な被害が発生したという想定で、避難所の開設訓練を中心に実施している。

#### ④コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）による防災備品の備蓄推進

市内北浜5町内自主防災会では、コミュニティ助成事業（地域防災組織育成事業）の助成を受け、防災に必要な、担架、折畳みトイレ、簡易テント、ランタン、投光器や机、椅子などの備品を整備している。災害時に加え、訓練にも使用して、地域の自主防災に役立てている。

#### ⑤塩竈市津波防災センターの設立

津波発生時の一時避難場所・浦戸復旧復興の前線拠点、塩竈市営汽船欠航時の浦戸島民の一時待機場所、震災記録の伝承・防災知識の普及を目的に、平成30年7月に開館。一時待機場所である特性上、一定数の備蓄等の備えがある。

#### 2. 塩釜商工会議所の取組

当所では、災害発生時、被災した事業者が早期に事業を再開し、地域経済へのダメージを最小限に止めることが重要であると認識している。そのため、突発的な自然災害などに対し、適切な初動対応や取組を実施するための事業継続計画が必要であり、策定へ向けた支援や制度周知を実施してきた。

#### ①東日本大震災後の対応

当所では、東日本大震災発生時に会議所内に「産業復興会議」を設置し、被災した会員企業の継続・再建に向け以下の経営支援策を実施した。

1. 商工会議所「臨時相談窓口」の設置
2. 会員安否確認（被害状況等）調査
3. 全国商工会議所からの職員の派遣受け入れ
4. 震災対策に関するセミナー・特別講演会の開催
5. 被災事業者支援施策説明会、ワンストップ相談会の開催
6. 会議所情報の発行
7. 仮設店舗・仮設工場の周知

8. 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）震災対応特別枠の利用促進
9. 遊休機械無償マッチング支援プロジェクト事業の推進

### ②事業者 BCP（事業継続計画）策定セミナーの開催

関係機関と共催し、緊急事態への対応力向上を目的としたセミナーを開催した。セミナー内では、事業継続計画の策定や、危機管理意識の向上の重要性を伝えた。

### ③各損保会社と連携した損害保険への加入促進

事業者の様々な経営リスクを担保し、事業休業等の補償を目的に、全国商工会議所のスケールメリットを活かした低廉な保険料で加入できる団体保険（ビジネス総合保険）の加入を推進している。

#### ◎ビジネス総合保険（賠償責任、事業休業など）

<取扱保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険㈱、損害保険ジャパン㈱、東京海上日動火災保険㈱  
三井住友海上火災保険㈱

### ④塩竈市が実施する防災訓練への参加及び協力

塩竈市が実施する総合防災訓練には未参加だが、塩釜地区消防事務組合による消火技術コンクールに参加し、防災意識の高揚を図っている。また、年に1回、当所会館内のテナントを含めた火災に備えた避難訓練を実施している。

### ⑤サーバー等のネットワーク整備を実施

当所会館は東日本大震災発生時、津波により1階部分が浸水し、会員情報等のサーバーデータが一時停止した。会館内で管理していたサーバーデータのバックアップを別サーバーに移設することで、災害により会館等が直接的な被害が生じて、会員情報を喪失することなく、初動対応に望める体制を整えた。

## II. 課題

塩釜商工会議所では、災害発生時、被災した事業者が早期に事業を再開するためには、事業者自身が事業継続計画を策定し、即座に実行することが重要であると考えている。しかし、管内事業者の事業継続計画策定に関しては、課題意識は高いものの、実際の策定には至っていないのが現状である。

その中で、当所では2023年12月、「塩釜商工会議所 BCP」を策定し、緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルを整備したが、その内容について、より実態に即した対応が取れるよう体制を強化していく必要がある。また、各損保会社と連携した損害保険への加入促進等は実施しているものの、中小・小規模事業者への事業継続計画策定の推進については、まだノウハウが少ないといった課題がある。

そのため、今後は塩竈市や損保会社などと協力・連携し、支援体制の構築と職員のスキルアップを図り、管内事業者に向けて、事業継続計画の重要性や施策を周知し、計画策定を支援する。

## III. 目標

塩竈市は、沿岸部に位置しており、常に水害や津波等の自然災害リスクを抱えている。そのため、中小企業・小規模事業者は、発生する可能性が高い自然災害リスクに対し、対応力向上や備えが必要である。

当所では、自然災害等への事前対策や、発災後の復旧支援を迅速に進めるため、塩竈市と共同で事業継続力強化支援計画を策定し、協力・連絡体制を平時から以下の体制を構築する。

- ◎管内小規模事業者への災害リスクに対する危機管理意識の周知およびBCP策定支援の強化
- ◎組織内の体制整備および策定支援スキルの強化
- ◎関係機関との連携体制の構築
- ◎感染症拡大防止体制の構築



※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和6年7月1日～令和11年3月31日

### 2. 事業継続力強化支援事業の内容

当所と塩竈市の役割分担、体制を整理し連携して以下の事業を実施する。

#### (1) 事前の対策

塩竈市地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### ①小規模事業者に対する災害リスクの周知

##### 1) 自然災害等のリスク認識に向けた注意喚起

窓口・巡回等、経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

##### 2) 情報発信に関すること

当所会報や市広報、ホームページ、市民まつり会場内に防災対策ブースの設置等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、BCP（事業継続計画）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。また、当所各部会や女性会・青年部等にもBCP（事業継続計画）や国の施策等の周知・案内等を行う。

##### 3) セミナー・講習会の実施

BCP（事業継続計画）に詳しい専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや塩竈市の施策・損害保険の紹介、BCP（事業継続計画）策定へ向けた案内等を実施する。

※セミナー開催時期・回数は未定

##### 4) BCP（事業継続計画）策定支援およびフォローアップ

小規模事業者に対し、専門家や損害保険会社等と協力・連携し、事業者BCP（簡易的なものを含む）策定に向けた支援を実施する。また、巡回や窓口相談を通じて、BCP（事業継続計画）の取組状況等のヒアリングを実施し、状況に応じた施策の紹介、支援等フォローアップを行う。

#### ②商工会議所自身の事業継続計画の作成

当所は、令和5年12月に事業継続計画を作成（詳細は別紙にて）

### ③関係団体等との連携

1. 全国商工会議所ビジネス総合保険制度等の取扱保険会社である東京海上日動火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、三井住友海上火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)に、専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険・傷害保険等の紹介等を実施する。
2. 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

### ④当該計画に係る訓練の実施

災害発生時に円滑に本計画を実施できるよう、自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、塩竈市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

## （2）発災後の対策

自然災害等による発災時には人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

### ①応急対策の実施可否の確認

当所では、発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。手段として、LINE等を利用し安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を所内で共有する。

また、安否報告の結果に基づき、事務局長が当所運営体制を整備する。

当所と塩竈市は状況に応じて被害情報等を共有する。

### ②応急対策の方針決定

1. 当所と塩竈市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
2. 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
3. 大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

【被害規模の目安は、以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

4. 本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

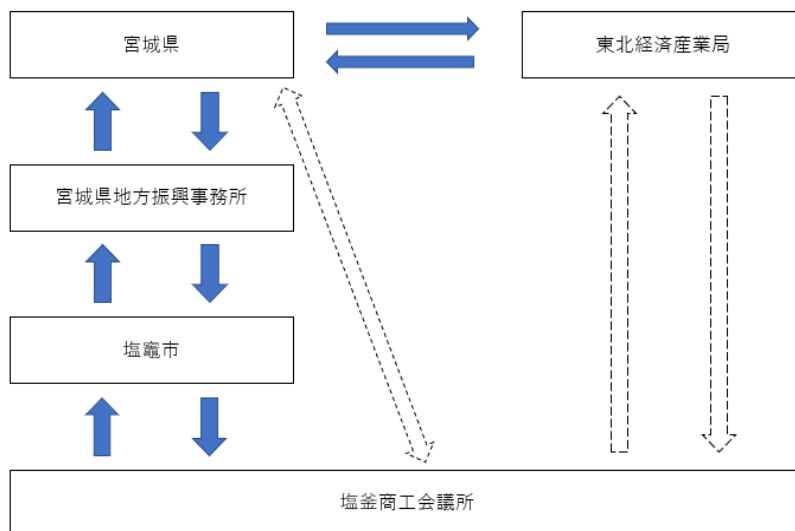
5. 宮城県が策定した「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### ③発災時における指示命令系統・連絡体制



1. 自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
2. 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
3. 当所と塩竈市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
4. 当所と塩竈市が共有した情報を塩竈市から、宮城県地方振興事務所へ報告する。
5. 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当所と塩竈市が共有した情報を塩竈市から、宮城県地方振興事務所へ報告する。

※ただし、急を要する場合については、県商工金融課又は東北経済産業局が直接情報収集する場合がある。



#### ④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

1. 相談窓口の開設方法について塩竈市と相談する。（当所は国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する）
2. 安全性が確認された場所において、塩釜商工会議所等に相談窓口を設置する。
3. 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認するとともに、必要に応じて事業継続力強化の取組状況や経営状況についても確認する。
4. 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
5. 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### ⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

1. 宮城県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
2. 被害規模が大きく被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮城県商工会議所連合会、東北六県商工会議所連合会、日本商工会議所等に相談する。

#### ⑥地域防災計画との連携（位置づけ等）

1. 塩竈市の地域防災計画に基づき、物価安定や救助用物資、復旧資材の確保等について協力する。
2. 塩竈市の防災訓練等に参加するなど、日頃から連携強化に務める。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

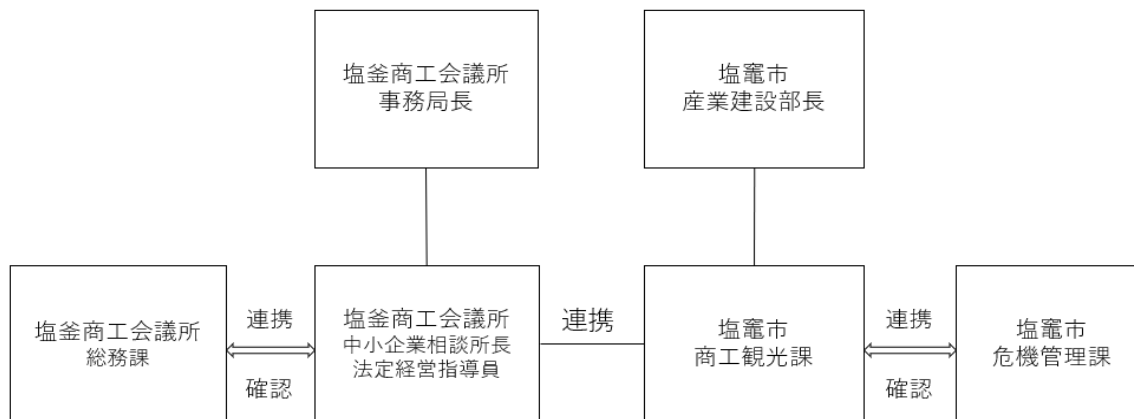
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2024年3月現在)

(1)実施体制



(2)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名：経営指導員 越後 宏

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

1. 本計画の具体的な取組の企画や実行
2. 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3)連絡先

①塩釜商工会議所 中小企業相談所

〒985-0016 宮城県塩竈市港町1丁目6-20

TEL:022-367-5111 E-mail:hiroshi@siog-cci.or.jp

②塩竈市 産業建設部商工観光課

〒985-0052 宮城県塩竈市本町1-1

TEL:022-364-1124 E-mail:syoukou@city.shiogama.miyagi.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	700	700	700	700	700
1. 専門家派遣	200	200	200	200	200
2. セミナー開催費	300	300	300	300	300
3. チラシ作成・広報費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
事業収入、会費収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること